

令和 2 年 10 月 16 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 2 年 10 月 19 日から令和 2 年 11 月 17 日までの間、意見を公募します。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、平成 14 年消防庁告示第 8 号、平成 16 年消防庁告示第 9 号及び平成 20 年消防庁告示第 19 号を改正するものです。概要については、別紙を御覧ください。

- （１）消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
- （２）消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
- （３）特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
- （４）消防設備士免状の写真に関する事項

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
 - ・ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
 - ・ 防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 2 年 11 月 17 日（火）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 桑折課長補佐、五味

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、平成 14 年消防庁告示第 8 号、平成 16 年消防庁告示第 9 号及び平成 20 年消防庁告示第 19 号を改正するものです。

- （1）消防法令に定める様式の押印削除に関する事項
- （2）消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
- （3）特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項
- （4）消防設備士免状の写真に関する事項

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： yobo_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和2年10月19日（月）から令和2年11月17日（火）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課

担 当：五味

電 話：03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533

電子メールアドレス : yobo_atmark_soumu. go. jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)」等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について

令和 2 年 10 月

消防庁 予防課

(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項（別記様式関係）

【概要】

下記の省令及び告示に規定する各様式における届出者等の押印を不要とし、各様式中の㊟マークを削除するもの。

消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)	別記様式第 1 号の 2	消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2	防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2	全体についての消防計画作成（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3	防火対象物点検報告特例認定申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3	管理権原者変更届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3	自衛消防組織設置（変更）届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 4	防災表示者登録申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 3	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
	別記様式第 1 号の 7	工事整備対象設備等着工届出書
	別記様式第 1 号の 8	特殊消防用設備等性能評価申請書
	別記様式第 1 号の 9	特殊消防用設備等性能評価変更申請書
	別記様式第 1 号の 10	特殊消防用設備等大臣認定申請書
	別記様式第 1 号の 11	特殊消防用設備等変更承認申請書
	別記様式第 1 号の 12	データ審査方式申請書
	別記様式第 2 号、第 3 号	型式試験申請書
	別記様式第 4 号、第 5 号	型式承認申請書
	別記様式第 6 号	氏名（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書
	別記様式第 7 号	型式適合検定申請書
	別記様式第 8 号	輸出品承認申請書
別記様式第 9 号	自主表示対象機械器具等表示届出書	
別記様式第 10 号	届出事項変更届出書	
別記様式第 11 号	製造（輸入）事業廃止届出書	
別記様式第 12 号	輸出品承認申請書	
別記様式第 14 号	防災管理点検報告特例認定申請書	
別記様式第 15 号	管理権原者変更届出書	
平成 14 年消防庁告示第 8 号	別記様式第 1	防火対象物点検結果報告書
平成 16 年消防庁告示第 9 号	別記様式第 1	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
平成 20 年消防庁告示第 19 号	別記様式第 1	防災管理点検結果報告書

【背景】

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを受け、消防法令において押印を求めている様式について、その押印の必要性を検討し、届出者等の押印を全て廃止することとした。

【施行日】

これらの省令・告示は、公布の日から施行する。

(2) 消防法令に定める各種点検の期間の延長に関する事項
 (規則第4条の2の4第1項、第31条の6第4項関係)

【概要】

消防法令に期間の定めのある下記の点検及び報告（以下「点検等」という。）について、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の事由の影響により、当該期間ごとに点検等を行うことが困難であるときにおける期間の延長に係る規定を定めるため、消防法施行規則を改正し、あわせて所要の規定の整備を行うもの。

改正対象	改正概要	関係法令
防火対象物の点検及び報告 防災管理対象物の点検及び報告	新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、消防法令に定める期間ごとに左記の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検等を行うものとする。	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。） 第4条の2の4第1項 （規則第51条の12第2項において準用する場合を含む。）
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告		規則第31条の6第4項

【背景】

今般、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の感染拡大防止のため、人との接触機会の低減が求められる中で、消防法令に期間の定めのある点検等について、当該期間内に点検を行い、又はその結果を報告することが困難である場合が想定されたことから、今後同様の事案が発生した場合に対応するため、今般改正を行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

(3) 特定共同住宅等における点検基準の合理化に関する事項 (規則第4条の2の6第2項関係)

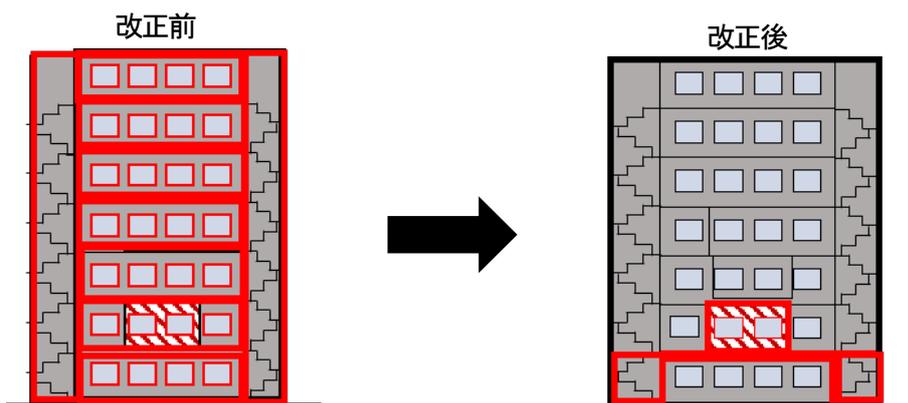
【概要】

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項の規定による防火対象物点検について、特定共同住宅等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定するものをいい、これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。以下同じ。）に係る点検基準を合理化するもの。

(1) 点検基準を合理化する防火対象物の部分

下記の①及び②以外の部分

- ① 旅館・ホテル・養護老人ホーム・障害者支援施設・保育所等の用途に供される部分
(消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）イ、（6）ロ及びハ）
- ② ①に掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路



(2) 合理化する点検基準

規則4条の2の6該当号	点検項目の内容	点検の方法	免除の有無 (改正後)
1号	防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	免除されない ✓ 耐火構造等をもっても安全が担保されないため
1号の2	自衛消防組織届出状況	書類確認	
2号	消防計画に基づく実施状況	書類確認	
3号	統括防火管理者及び消防計画届出状況	書類確認	免除される ✓ 耐火構造等により安全が担保されるため
4号	避難上必要な施設等の管理	現地確認	
5号	防災対象物品の指定表示状況	現地確認	
6号	圧縮アセチレンガス等届出状況	書類確認	
7号	消防用設備等設置状況	現地確認又は書類確認	
8号	消防用設備等検査状況	現地確認又は書類確認	
9号	市町村長が定める基準	基準に応じて現地確認又は書類確認	

【背景】

近年、小規模福祉施設や民泊施設が増加しているところ、これらの用途がごく一部でも存する特定共同住宅等については、収容人員が300人以上である場合等に、建物全体に防火対象物の点検報告の義務が生じることとなっている。

この点、当該点検報告は、防火対象物の管理権原者に対し、過度の業務面及び金銭面の負担を生じさせるものであることから、特定共同住宅等への小規模福祉施設や民泊施設等の新規入居等について、間接的な妨げとなっている点が指摘されていた。

これらを踏まえ、「火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険に応じた防火対象物点検報告の実施に係る検討を行い、火災の発生又は延焼のおそれの少ない特定共同住宅等について、規制の見直しを行うこととした。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

(4) 消防設備士免状の写真に関する事項（規則第33条の6第3項関係）

【概要】

規則に規定する消防設備士免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとするものである。

【背景】

消防設備士免状に添付する写真については、個人識別の観点から、これまで「無帽」とされていたものであるが、宗教上や医療上の理由への配慮に係る要望を踏まえ、当該理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要することとした。なお、旅券申請用写真や運転免許申請用写真においては既に当該要件を認めている。

【施行日】

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、同法及び同令を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 武田 良太

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(防火対象物の点検及び報告)</p> <p>第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。ただし、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定するものをいう。第三十一条の六第四項において同じ。)その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第八条の二の二第一項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に必要知識及び技能を修得することができる講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に必要知識及び技能を修得したことを証する書類(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 第三十一条の六第七項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>〔三〇十五 略〕</p> <p>〔5 略〕</p> <p>(防火対象物の点検基準)</p> <p>第四条の二の六 〔略〕</p> <p>2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第一号に規定する特定共同住宅等(これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。)の次に掲げる部分以外の部分</p> <p>イ 令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路</p> <p>(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)</p> <p>第三十一条の六 〔略〕</p>	<p>(防火対象物の点検及び報告)</p> <p>第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>〔三〇十五 同上〕</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>(防火対象物の点検基準)</p> <p>第四条の二の六 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)</p> <p>第三十一条の六 〔同上〕</p>

<p>〔2・3 略〕</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第十七条の三の三の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。</p> <p>5 8 〔略〕</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽(第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行うおとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 7 〔同上〕</p> <p>(免状の書換えの申請書の様式等)</p> <p>第三十三条の六 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとす。</p> <p>〔4 同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一号の二から別記様式第一号の二の二の三まで、別記様式第一号の二の二の三の三から別記様式第一号の二の三まで、別記様式第一号の七から別記様式第十二号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

後 出 後

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 職

届出者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告
します。

記

防火 対 象 物	所在地		
	名称		
用 途	令別表第一（ ）項	地上	階
		構造・規模	階
床面積	m ² 延べ面積		m ²
	造		
点 検 実 施 日	年	月	日
点 検 票 別添のとおり	消防法施行規則第4条の2の6		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 第3号	
住 所	住所		
	氏名	氏名	
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	再講習受講年月日
	講習機関係	年 月 日	年 月 日
※受 付 付 欄	※経 過 欄		※備 考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。
 - 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。なお、「有」の場合に「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。なお、「有」の場合に「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

後 出 後

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 職

届出者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告
します。

記

防火 対 象 物	所在地		
	名称		
用 途	令別表第一（ ）項	地上	階
		構造・規模	階
床面積	m ² 延べ面積		m ²
	造		
点 検 実 施 日	年	月	日
点 検 票 別添のとおり	消防法施行規則第4条の2の6		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 第3号	
住 所	住所		
	氏名	氏名	
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	再講習受講年月日
	講習機関係	年 月 日	年 月 日
※受 付 付 欄	※経 過 欄		※備 考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。
 - 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。なお、「有」の場合に「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。なお、「有」の場合に「有」の欄に「有」を記入し、適用されない場合は「無」の欄に「有」を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

出 発

出 発

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届 出 者

住 所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第 17条の 3 の 3 の規定に基づき報告します。記

所在地				
防火名称				
対象物				
用途				
規模	地上	階	地下	階
			延べ面積	m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等				
※受付欄	※経過欄	※備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合には、点検を実施した全ての者の情報を引記様式第3に記入し、添付すること。
 - 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - 4 ※印刷は、記入しないこと。

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届 出 者

住 所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第 17条の 3 の 3 の規定に基づき報告します。記

所在地				
防火名称				
対象物				
用途				
規模	地上	階	地下	階
			延べ面積	m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等				
※受付欄	※経過欄	※備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合には、点検を実施した全ての者の情報を引記様式第3に記入し、添付すること。
 - 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - 4 ※印刷は、記入しないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

出 発

出 発

別記様式第1 防災管理点検結果報告書 年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において運用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所在地		
	名称		
用 途	用途	令別表第一（ ）項	
		構造・規模	造 地上 階 地下 階
床面積	㎡ 延べ面積 ㎡		
点 検 実 施 日	年 月 日		
点 検 票	別添のとおり		
住 所			
	氏 名		
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号
		再講習受講年月日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1 防災管理点検結果報告書 年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者
住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において運用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

防 災 管 理 対 象 物	所在地		
	名称		
用 途	用途	令別表第一（ ）項	
		構造・規模	造 地上 階 地下 階
床面積	㎡ 延べ面積 ㎡		
点 検 実 施 日	年 月 日		
点 検 票	別添のとおり		
住 所			
	氏 名		
免 状 状 況	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号
		再講習受講年月日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第 号

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第●●●号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項、第三十一条の六第六項、第七項第十号及び第八項第六号並びに第三十一条の七第二項において準用する同令第一条の四第十項の規定に基づき、昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）等の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

消防庁長官 横田 真二

第一条 昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>第二 講習事項の一部免除</p> <p>甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。</p>	<p>第二 講習事項の一部免除</p> <p>〔同上〕</p>	<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p>	<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 平成十二年消防庁告示第十一号（消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>消防法施行規則第三十一条の六第七項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p>
改正前	<p>消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p>

第三条 平成十二年消防庁告示第十四号（消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 「二・二 略」</p>
改正前	<p>第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 「二・二 同上」</p>

第四条 平成十六年消防庁告示第十号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p>
改正前	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p>

第五条 平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>第二 講習の対象</p> <p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第七項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 特種の講習については、第三一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p>	<p>第二 講習の対象</p> <p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 「同上」</p>	<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>免除することができる講習事項</p>	<p>講習事項の一部を免除することができる者</p> <p>免除することができる講習事項</p>
<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
<p>規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</p>		<p>規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>			

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第●●●号）の施行の日（令和●年●月●日）から施行する。